

独立行政法人会計基準研究会議事概要

1. 日時

平成27年1月27日(火) 15:00~15:35

2. 場所

中央合同庁舎2号館11階 第3特別会議室

3. 出席者(敬称略)

(1) メンバー等

八木良樹(座長)、村岡富美雄(座長代理)、会田一雄(共同ワーキング・チーム座長)、有沢敏宏、遠藤尚秀、梶川融、樫谷隆夫(共同ワーキング・チーム座長代理)、岡本義朗、富樫高宏、樋沢克彦、吉田稔

(2) 総務省行政管理局

上村進(行政管理局長)、深澤良光(管理官)、大道良幸(副管理官)、山田淳一(副管理官)

(3) 関係機関

西山博人(財務省主計局公会計室調査官)

4. 議事

議事1 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案に係る報告

議事2 質疑応答・意見交換

議事3 その他

5. 概要

- 冒頭、議事1に先立ち、事務局からパブリックコメント及び各府省照会の概要及び修正等について説明があった。
概要は以下のとおり。

【件数及び意見の傾向】

- ・ パブリックコメントは9件、各府省意見は85件。
- ・ 主な内容としては、研究開発の特性から費用進行基準の採用可能範囲の拡大を求める意見、運営費交付金の配分額見直しに関する意見、業務達成基準の経過措置に関する意見があった。

【修正箇所】

- ・ パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた結果、形式的に修正する箇所があった。
- ・ 退職給付引当金の計上方法(第38)について、同じ項目内で「費用処理」と「償却」の単語を用いており、概念の混乱を招く可能性があることと指摘があったことから、「費用処理」という単語に統一した。
- ・ 今回の改訂により、例外とされる費用進行基準について、修正前の

表現の場合、業務の範囲について広範な解釈がなされるおそれがあり、業務達成基準の原則が徹底されない可能性がある」と指摘があったことから、費用進行基準の解釈に誤認がないよう、対象となる範囲を限定するよう表現を修正した。

- 修正箇所については、特段の意見がなく、了承された。
- 議事 1「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂案及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案に係る報告について、共同ワーキング・チーム会田座長から資料に基づき、今回の改訂内容が報告された。
概要は以下のとおり。

【改訂の背景等】

- ・ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下、「閣議決定」と略称。）において、「法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。」とされた。
- ・ また、今回の閣議決定では、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入」することとして、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」が求められていた。この内容を踏まえ、独立行政法人通則法が改正され、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新設された。
- ・ 以上を踏まえ、独立行政法人会計基準研究会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会による共同ワーキング・チームで、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』及び「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂の検討を行った結果を報告するものである。

【主な改訂項目及び内容】

- ・ 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」については、セグメント情報の開示について、開示するセグメント情報を、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく情報とする。また、開示すべきセグメント情報について、業績評価のための情報提供を担保するため、総損益と行政サービス実施コストを追加した。
また、運営費交付金の会計処理については、業務の進行に応じて収益化を行う方法である業務達成基準により収益化を行うことを原則とし、収益化単位の業務は、内部管理が機能するよう、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われる最小の単位の業務とする。

- ・ 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書について、会計監査人の権限、義務及び責任等に関する記述について、閣議決定及び独立行政法人通則法を踏まえ、次の事項の表現を修正した。
 - ＞ 会計監査人の会計帳簿等の閲覧謄写、会計報告の請求権の新設
 - ＞ 監事に対する、役員による不正行為等の報告義務の新設
 - ＞ 会計監査人の独立行政法人に対する損害賠償責任規定の新設
- 改訂案について、案のとおり了承された。また、財務省財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会においては、1月26日に了承されていることから、本改訂案は1月27日付で正式に決定された。
- 「議事3 その他」について、事務局から報告があった。

(以上)